

請 求 人 様

西宮市監査委員	大川原 成彦
同	木村 嘉三郎
同	村西 進
同	阿部 泰之

「西宮市職員措置請求」の監査結果について（通知）

平成 21 年 6 月 24 日付西監収第 27 号で收受しました「西宮市職員措置請求書」については、7 月 22 日の監査委員会議において、請求の内容について地方自治法（以下「法」という。）上の要件に照らして審査を行った結果、下記の理由により、住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

1. 請求の内容

平成 21 年 6 月 24 日付西監収第 27 号で收受しました「西宮市職員措置請求書」の請求要旨は、以下のとおりです。

A 社の播半跡地開発計画では、敷地内の御手洗川を、河川としての公共の用に供される水路物としての用途を廃止し、河川の区画形質を変更し、宅地用途の形質に変換することが前提且つ基本となっている。同河川は、無代下付として国から譲渡を受けた公有財産であり、西宮市の行政財産である。

然るに、市長及び当該補助機関の職員（以下「市長等」という。）は平成 20 年 7 月 8 日付で同社と協定書を締結し、同年 8 月 27 日に開発行為の許可を与え、「西宮市の行政財産を A 社に譲渡し、その交換として同社から新設河川の譲渡を受ける」という交換予約契約が締結されている。

このことは、行政財産の管理・処分を定める法第 238 条の 4 の規定に違反する。また同条第 6 項では、同条第 1 項規定違反の行為は、無効（強行規定）とも定められている。

以上の事実から、市長等の行政行為は、法第 242 条第 1 項「違法若しくは不当な財産の管理・処分並びに違法若しくは不当な契約の締結・履行の事実が認められる」という要件を満たす。

下記行為の差止め及び必要な措置を執ることを請求する。

- (1)御手洗川の廃河川並びに使用・用途廃止は違法であり、当然無効である。協定書に含まれる河川水路に関する協議はすべて失効しているため、市長は協定書の無効確認を行い並びに現存水路の使用・用途廃止の許可を取り下げなければならない。（都市計画法第 29 条の「開発認可」の無効確認及び撤回）
- (2)御手洗川は現存のまま残し、違法な交換処分を行ってはならない。同河川は、自然に形成された渓谷も含み、市民にとっても貴重な行政財産であり憩いの空間である。また同河川一帯は土石流危険区域で、県が土石流警戒区域に指定している。同河川は土石流を滞積させる機能を有して

おり、自然災害時の被害拡大防止機能もあるので、今後は怠る事無く万全な管理体制を図ること。請求人陳述の機会を与えること及び市長等の立会いを要請する。

2. 監査委員の判断

法第 238 条の 4 第 1 項は、「行政財産の管理及び処分」について、「行政財産は、次項から第 4 項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。」としています。

本件職員措置請求にかかる西宮市甲陽園東山町の旧播半敷地内にある既存水路（以下「当該水路」という。）は、大正 11 年 3 月 31 日付で国有水路（溝渠）が当時の武庫郡大社村に無代下付されたもので、平成 15 年 10 月 17 日付で国から無代下付された他の国有水路と同様に、同日以降西宮市の管理となっています。

西宮市の水路については、「西宮市水路管理条例」第 2 条で、「敷地の市有に属する河川法（昭和 39 年法律第 167 号）の適用または準用されない河川、公共の用に供される用排水路で規則で定めるものおよび水路管理施設をいう。」と定義されており、当該水路は上記規則（水路指定規則）で「東第 457 号水路」と指定されています。

当該水路と A 社が新設する水路の交換は、都市計画法第 40 条に基づいたもので、同条第 1 項は、「公共施設の用に供する土地の帰属」について、「開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により、従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合においては、従前の公共施設の用に供していた土地で国又は地方公共団体が所有するものは、（中略）公告の日の翌日において当該開発許可を受けた者に帰属するものとし、これに代わるものとして設置された新たな公共施設の用に供する土地は、その日においてそれぞれ国又は当該地方公共団体に帰属するものとする。」としています。

この規定は、都市計画法において道路や水路等の公共施設を整備する義務を開発者に課したことと関連して、代替的な機能を有する公共施設が設置される場合には、その敷地と従前の敷地が当然に交換されるものとして整理することが、事務処理の上で便宜であると考えられるため、国有財産法及び地方公共団体の財産の処分に関する法令について特例を定めたものである、とされています。

また、上記第 40 条の「従前の公共施設に代えて」とは、従前の公共施設の機能に代わる機能を有する公共施設という趣旨であって、必ずしも新旧の施設が等価であることを要しない、とされています。

したがって、地方自治法を含む「地方公共団体の財産の処分に関する法令」の特例として、都市計画法に基づいて、当該水路と、開発者が設置する代替的な機能を有する公共施設たる新設水路が交換され、すなわち付け替えが行われるもので、違法性はなく手続き的にも違法若しくは不当な事実はないものと考えられます。

本件職員措置請求は、請求要旨等から旧播半敷地内の水路の付け替えを前提としたマンション開発計画を認めず、通称御手洗川の原状保全を求めるものと解されますが、市職員等が行った財務会計行為として特定されておらず、また請求の対象を特定できる程度の具体性も有していないことから、当該行為の違法・不当を判断することができないため、住民監査請求の対象とはなりません。

以上によって、本件職員措置請求は法第 242 条に規定する住民監査請求としては不適法であり、住民監査請求の対象とはなりません。